

健 危 第 1378 号
令和 6 年 5 月 2 日

一般社団法人神奈川県精神科病院協会長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部
健康危機・感染症対策課
感染症対策担当課長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の廃止について（周知）

日頃から、本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 4 月 26 日付け厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡「「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の廃止について（周知）」が発出されましたのでお知らせします。

つきましては、貴会員への周知をお願いいたします。

【添付資料】

- ・「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の廃止について
(令和 6 年 4 月 26 日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課事務連絡)

問合せ先
健康危機・感染症対策課
新興感染症対策グループ 坂本
電 話 045-210-1111 (代表)

事務連絡

令和6年4月26日

各 { 都道府県 }
 { 保健所設置市 } 衛生主管部（局）御中
 { 特別区 }

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の
処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の廃止について（周知）

新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）により亡くなられた方の火葬等については、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日付け（令和5年4月26日改正）厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課連名事務連絡別添。以下「ガイドライン」という。）による対応をお願いしてきたところです。

COVID-19については、令和5年5月に感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置づけが五類感染症に変更となり、本年4月以降、通常の医療提供体制に移行し、各種特例措置等が終了となっていることに鑑み、ガイドラインにつきましては、令和6年5月10日付けで廃止とすることとしましたので、貴管内の葬儀・火葬関係者、医療機関、高齢者施設及び市町村等の関係者に周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対しては別途事務連絡を发出しており、葬儀業の関係団体に対しては、経済産業省から別途周知しておりますことを申し添えます。